

特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業に関する質問および回答について

(令和7年5月12日まで受付分)

整理番号1

質問項目	募集要項 第2 事業の内容 2 募集事業の内容 第3 公募参加の条件 1 事業提案者の条件
質問内容	昨年度に、自社の販路拡大を目的として本支援事業に募集し交付決定を受けましたが、当社の事情により事業を中止し、申請を取り下げしました。 中止した事業について、本年度改めて取り組みたいと思いますが、本支援事業に応募することは可能でしょうか。
回答	昨年度に本支援事業を申請し中止した取組みについて、再度申請いただくことは可能ですが、補助対象となるのは県の交付決定後に着手した事業となります(業務着手の考え方の例:業務委託契約の締結や物品購入等の発注 等)。 ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業着手する必要がある場合には、交付申請時に交付決定前着手届を提出することができます。